

大総務第 44 号
令和 4 年 8 月 4 日

大阪市外郭団体評価委員会
委員長 野村 祥子 様

大阪市長 松井 一郎
(担当：総務局行政部総務課法人グループ)

諮問書

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例（平成 25 年大阪市条例第 10 号）第 7 条第 1 項に規定する外郭団体であるクリアウォーター OSAKA 株式会社による中期目標の期間を通じた経営評価（財務運営の実績）の結果及び所管所属である大阪市建設局による大阪市外郭団体の事業経営の評価等に関する指針を定める規程第 6 条第 2 項第 2 号ウの規定に基づく当該経営評価の審査の結果について、同条例第 7 条第 4 項の規定に基づき、別紙により諮問します。

【財務運営の実績に関する評価】

令和3年度 事業経営評価

団体名	クリアウォーターOSAKA（株）				所管所属名	建設局				
中期目標	中期目標期間									
	令和2年8月1日から令和4年3月31日までの1年8か月間									
●最終年度【中期目標の期間を通じた評価】										
財務運営の実績に関する評価(財務運営に関する事項)										
中期計画達成状況	指標Ⅰ	当期純利益（税引前）								
		R2	中期計画進捗率	R3【最終】	中期計画進捗率					
	目標値	18百万円	-	22百万円	-					
	実績値	163百万円	-	616百万円	-					
外郭団体の自己評価	指標の達成状況	A	A：指標全部達成 B：指標全部未達成 C：指標一部未達成		中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成			
	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた団体の総合的な評価									
財務運営における当期純利益（税引前）の達成状況については、大阪市下水道施設包括委託において、多様な雇用形態の活用やアウトソーシングにおいてスケールメリットの発揮が見込める業務（下水管渠の小規模工事、舗装復旧、マンホール蓋取替等）の集約発注など、業務の効率化による経費の削減に努めるとともに、大阪市以外の市町村（河内長野市及び堺市における包括業務等）・国の革新的技術実証事業・日本下水道事業団の工事監督補助業務、積算支援業務、施設機能確認・履行監視業務等の業務を受託でき、計画以上の利益を確保できている。 引き続き、業務の効率化などの経費の削減に努め、大阪市以外の自治体等への営業活動に積極的に取り組むなど収入の確保に努める。										
専門家の評価	公認会計士、税理士その他の財務に関する専門的な知識及び経験を有する者の意見									
	経営状況を含む自己評価については妥当である。									
市の審査	中期計画の目標達成状況【中期計画期間】	ア	ア：達成 イ：未達成							
	「外郭団体の自己評価」に対する審査結果									
売上高（R2：177億円・R3：179億円）の大部分を占める本市下水道施設の包括委託において経費の削減に努めたこと。また、市域外業務の受託については、本中期計画期間に合計568百万円を見込んでいたが、733百万円の売上高をあげたことにより、目標値以上の利益を確保できていることから当該団体の自己評価は妥当であると判断できる。 なお、R2年度に過年度損益修正のため計上した特別損失の影響により、当期純利益がR3年度がR2年度に比し著増となっている。										
市の評価	中期計画に定めた指標及び目標に基づく評価並びに当該評価を踏まえた本市の総合的な評価									
	当該団体は本市下水道事業に上下分離方式により、民間の経営手法を導入することで、維持管理コストを縮減すること等を目的として設立した経過があり、本市下水道施設の包括委託は維持管理コストの縮減効果額を反映した契約であったが、当該団体の業務の効率化による経費削減の取組が計画を大きく上回る効果をあげたことは評価できる。 また、本市以外の自治体等からの受注についても、営業活動に積極的に取り組み、本市での行政経験を活かした他都市支援業務や日本下水道事業団から受託業務の受注、アライアンスを形成し他都市包括委託や国の革新的技術実証事業を受注できたこと等により、計画を超える売上高を確保したことで、中期計画で定めた目標を大きく超える税引前当期純利益を確保しており、本中期計画期間を通じて、事業活動を安定的かつ継続的に行うことができる財政基盤を確保したと評価できる。 令和4年度より、広域的な業務の拡大に取り組み、下水道事業の持続、発展への貢献を次期中期計画として策定しており、目標達成に向けた取組を推進することにより、次期中期計画期間中においても安定的な事業運営が行えるものと考ええる。引き続き、財政基盤の強化に向けて取り組まれない。									
	助言等及び講ずるよう求めた措置の内容【大阪市外郭団体等への関与及び監理に関する条例第7条第5項】（※必要な場合のみ）									